

平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する  
環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令  
(平成 29 年 9 月 4 日公布・環境省令第 22 号)

環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

## 1. 制定の趣旨

- 廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者が、一般廃棄物のうち産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものとして環境省令で定めるものを処理しようとする場合には、都道府県知事に事前に届出をすれば、当該産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設とみなし、一般廃棄物を処理することができることとされている（非常災害時は、処理開始後、遅滞なく届け出れば足りる。）。
- 廃棄物処理法施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項においては、地下水汚染防止等の措置が講じられている一般廃棄物処理施設と同様の性状を有する管理型最終処分場の設置者に限り、上記届出により当該施設を一般廃棄物処理施設とみなすことができることとされている。
- そのため、現行制度上、平成二十九年七月九州北部豪雨において大量に発生した災害廃棄物（一般廃棄物）のうちコンクリートくず等を安定型最終処分場において埋立処分する場合には、通常、一般廃棄物処理施設の設置に関する都道府県知事の許可が必要である。
- しかしながら、今回の豪雨により、被災地域においては膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらを迅速にかつ適切に処理する必要がある。
- そこで、安定型最終処分場の設置者が、今回の豪雨により発生した災害廃棄物（廃棄物処理法施行令第 6 条第 1 項第 3 号イに定める安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類のいわゆる安定 5 品目及びこれらに準ずるものとして環境大臣が指定した品目）と同様の性状を有するものに限る。）を処理する場合に限り、都道府県知事への届出を行うことにより、当該処分場を一般廃棄物最終処分場とみなすことができることとし、手続の簡素化を図ることとする。
- なお、安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外のものが混入・付着している例が多く生じ問題となっているところであり、積極的に安定型最終処分場に埋め立てることができる廃棄物を拡大すべきではないことから、本特例措置の有効期間及び当該措置の対象となる安定型最終処分場に埋め立てることができる一般廃棄物については、限定的にする必要がある。

## 2. 制定の内容

安定型最終処分場の設置者が、平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合について、当該処分場において、平成二十九年七月九州北部豪雨により生じた一般廃棄物のうち、有害物質等を含む廃棄物が付着・混入しないよう適切に分別等の措置が講じられたもの（適切に分別されたコンクリートくず等）を処理する場合に限り、都道府県知事に届出をすることにより、当該処分場を一般廃棄物最終処分場とみなすことができることとする特例措置を講ずるもの。

### 3. 施行の日

公布の日

### 4. 有効期間

公布日から平成31年7月31日まで

近年発生した主な災害における災害廃棄物の処理期間を考慮して本省令の有効期間を平成31年7月31日までとする。

(参考)

- 平成二十六年八月豪雨（広島県土砂災害）においては、発災後約1年6か月の平成28年2月末までに災害廃棄物の処理を終了している。
- 平成二十八年四月熊本地震においては、「熊本県災害廃棄物処理実行計画」で「発災後、2年以内の処理終了を目標」とされている。